



令和3年度
(一社) 町田市文化協会
定時社員総会
資料

一般社団法人
町田市文化協会

令和3年6月14日

各位

(一社)町田市文化協会会長 高野宗佳

ご挨拶

謹啓

貴下愈々ご清祥にてお過ごしのことと拝察申し上げます。

いつもながら会員の皆様にはご協力を賜り有難く感謝申し上げます。

コロナ禍中ではありましたが、昨年より新たな定款の下、社団法人としての自覚の上で体制も整い、お陰様で会務を進めることが出来ました。

しかしご案内にもありますように、本年の定時社員総会につきましても、新型コロナウイルス感染蔓延防止に配慮致しまして、各団体二名様のご出席にて他の皆様には委任状提出のお願いを申し上げて、縮小型で開催することとなりました。

当協会の活動は難局のなかでも創意工夫しつつ精励してまいる所存でございます。ご理解とご協力を賜ります様お願いを申し上げます。

かしこ

令和3年度 定時社員総会 次第

1) 日時：令和3年6月14日(月) 午前10時00分

2) 場所：町田市民ホール(町田市森野二丁目2番36号) 第4会議室

3) 挨拶 (一社)町田市文化協会 会長 高野宗佳

(一財)町田市文化・国際交流財団 理事長 鷺北秀樹 様

〃 専務理事 森 和秋 様

(一社)町田市文化協会 常任顧問 新井吼優 様

〃 顧問 春畑 陞 様

4) 議事

報告事項： 1. 令和2年度事業報告の件
2. 顧問選任の件 他

決議事項： 第1号議案 令和2年度 決算承認の件
第2号議案 令和3年度 事業計画案及び予算案承認の件

以上

(一社)町田市文化協会 令和2年度事業報告

令和2年4月1日～令和3年3月31日

令和2年

- 4月4日(土)・5日(日) 2020町田さくらまつり 新型コロナウイルス感染拡大防止により中止
- 4月13日(月) 第1回理事会(現運営委員会) 新型コロナ感染拡大により5月11日に延期したが中止
書面決議とすることとした
- 5月4日(月) 監査 甲斐種千代監事、下井紘一監事
- 5月20日(水) 「定時総会決議事項について同意のお願い」を正会員に配布 於:黒崎司法書士事務所
みなし決議同意書及び委任状
- 6月10日(水) 市民文化祭「春の催し」第45回市美展反省会、第46回第1回打合せ 於:市立国際版画美術館
- 6月21日(日) コロナ禍での文化祭について財団と文化協会との打合せ 於:市民ホール
- 6月22日(月) 総会にて会報「町田の文化」28号配布 於:市民ホール

令和2年度 一般社団法人 町田市文化協会 定時社員総会

開催日時: 令和2年6月22日(月)午前10時～12時

開催場所: 町田市民ホール

出席社員数 総社員数: 79名 出席社員数: 78名(本人出席3名 委任状出席75名)

議長 代表理事 小日向佳子(高野宗佳)

出席役員 理事 小日向佳子(高野宗佳)、浅野目 明人、加瀬友一、小寺法子、大野悦子、
館山はるみ

監事 甲斐種千代、下井紘一

出席者 (一財)町田市文化・国際交流財団 森専務、宗田事務局長

常任顧問 大西宣也、新井吼優

審議

第1号議案: 2019年度 事業報告及び決算承認の件

第2号議案: 令和2年度 事業計画案及び予算案承認の件

第3号議案: 定款一部変更の件

第4号議案: 定款施行細則改訂の件

第5号議案: 理事及び監事選任の件

第6号議案: 会長(代表理事)及び副会長選定の件

全て承認される

- 6月22日(月) 第1回理事会 於:市民ホール
定時総会報告、人事(春畑氏を顧問、倉橋理事を副会長代行に)、
秋の文化祭等年間事業について、文協通信69号(7月1日号)休刊
- 7月8日(水) 第1回役員会 於:市民ホール
- 7月13日(月) 第1回運営委員会 於:市民ホール
原田副会長ご逝去の件、定時総会・第1回理事会報告、秋の市民文化祭中止決定、
市民ホール改修等
- 7月13日(月) 第1回実行委員会 於:市民ホール
役員・実行委員自己紹介、各事業の役割分担、秋の文化祭中止の件、市民ホール改修等

- 8月4日(火) 町田市民文化祭「春の催し」第46回市美展第2回打合せ 於: 市立国際版画美術館
- 8月10日(月) 第2回運営委員会 於: 市民ホール
寄付金・賛助会費報告、令和3年秋の文化祭、研修「落語文化に親しむ会」について
紅土会「創展」最終展、新春文化の祭典について等
- 8月18日(火) 令和3年秋の市民文化祭などについて文化・国際交流財団管理職と文化協会との懇談会
於: 市民ホール
- 9月14日(月) 第3回運営委員会 文協通信69号(10月1日号)配布 於: 市民ホール
財団管理職との懇談会報告、令和3年秋の文化祭、研修「落語文化に親しむ会」、
新春文化の祭典、春の文化祭市美展について等
- 9月14日(月) 第2回実行委員会 於: 市民ホール
- 9月17日(木) 第1回町田さくらまつり尾根緑道部会(浅野目副会長・加瀬理事担当) 於: 忠生市民センター

後援事業

(一社)町田市文化協会企画展 第6回美をひらくマチダシシリーズ 於: 文化交流センター
10月10日(土)～14日(水) 第10回創展最終展(展示主催: 紅土会)

- 10月12日(月) 第2回理事会 於: 市民ホール
上半期収支報告、賛助会員・寄付金の件、財団管理職との懇談会報告、秋の文化祭について
各事業について、新入会団体(町田Jazzを楽しむ会)の承認、倉橋副会長就任の承認
- 10月12日(月) 第4回運営委員会 於: 市民ホール
令和3年秋の市民文化祭、研修の件、新春文化の祭典、紅土会創展最終展他各事業について

後援事業

10月8日(火)～13日(日) 第60回町田市書道連盟展(主催: 書道連盟) 於: 市民ホール

- 10月24日(土) 多摩市民文化祭オープニングセレモニーに倉橋副会長、池田理事出席
- 11月9日(月) 第5回運営委員会 於: ラポール千寿閣
紅土会会長退会挨拶、文協通信70号、新春文化の祭典・春の文化祭・さくらまつりについて等
- 11月9日(月) 文化協会研修事業 コロナに負けるな! 「落語文化に親しむ会」出演 立川晴の輔師匠
参加者: 落語鑑賞とランチ124名 落語鑑賞のみ40名 於: ラポール千寿閣
演舞: 舞踊連合会、町田フラ協会、Vocal Ridia(町田Jazzを楽しむ会)、吟詠連盟
華道協会による迎え花

後援事業

11月19日(木)～22日(日) 三竹和行副会長 古希の記念の陶芸展 於: 市民ホール

- 12月8日(火) 第3回町田さくらまつり尾根緑道部会(浅野目副会長・加瀬理事) 於: 忠生市民センター
- 12月14日(月) 臨時総会 午前10時～11時32分 於: 市民ホール
出席者: 正会員31名 委任状29名(定数74名)
理事役員10名、監事1名、(一財)町田市文化・国際交流財団 宗田事務局長
上半期活動報告、「落語文化に親しむ会」決算報告、新春文化の祭典・賀詞交歓会等
下半期活動方針、文協通信70号、春の文化祭市美展、さくらまつり、
令和3年秋の文化祭について

令和3年

1月9日(土)～11日(月・祝) 第9回新春文化の祭典in鶴川2021

新型コロナウイルス感染拡大防止により一部を除き中止

交流スペースに凧・パッチワーク熊澤会長のつるし雛、華道協会による生け花展示

於:和光大学ポプリホール鶴川

後援事業

1月16日(土)～17日(日)町田市小・中学生書初展(主催:書道連盟)

一般社団法人町田市文化協会賞授与

於:市立国際版画美術館

1月29日(金) 町田市民文化祭「春の催し」第46回市美展第3回打合せ

於:市立国際版画美術館

1月30日(土) 賀詞交歓会

新型コロナウイルス感染拡大防止により中止

2月8日(月) 第1回秋の文化祭実行委員会

於:市民ホール

令和3年秋の文化祭 期間:10月6日(水)～11日(月)

2月27日(土)～3月7日(日) 町田市民文化祭「春の催し」(第46回市民美術展) 於:市立国際版画美術館

事業主催:町田市美術協会、町田市書道連盟 幹事団体:町田市書道連盟

入場者延べ 5,359名

出品数:絵画・彫刻、手芸・工芸・人形・写真・華道、書道各部門 250点

メダル受賞者:30年連続2名、20年連続2名、10年連続13名

3月8日(月) 第6回運営委員会

於:市民ホール

さくらまつり、令和3年度秋の文化祭、文協通信・町田の文化原稿依頼等

3月29日(月) 第3回理事会

於:市民ホール

令和3年度事業計画案・予算案の承認、入会団体(マ・シャンブルチャリティの会)の承認、
外部顧問の件等

この他適宜役員会等を開催しました

第1号議案

令和2年度収支決算書

(一社)町田市文化協会

令和2年4月1日～令和3年3月31日

<収入の部>

単位=円

項 目	令和2年度予算	令和2年度決算	備 考
会 費	1,050,000	1,226,000	
団 体	400,000	430,000	20,000×21団体+入会金
理 事 会 員	100,000	-	
正 会 員	150,000	266,000	
賛 助 会 員	400,000	530,000	100,000×1+30,000×1+20,000×1+10,000×27+6,000×4+5,000×16+4,000×1+2,000×1
事 業 収 入	3,300,000	703,000	研修(落語文化)・新春文化
広 告 料	100,000	35,000	
寄 付 金 収 入		153,000	20000×1+10000×8+5000×9+6000×1+2000×1
雑 収 入	20,000	33,125	祝金・施設返金・利息他
前 年 繰 越 金	1,931,481	1,931,481	預金・通帳
合 計	6,401,481	4,081,606	

<支出の部>

項 目	令和2年度予算	令和2年度決算	備 考
行 事 費	3,300,000	744,750	
さくらまつり	-	-	
懇 親 会	250,000	-	
町田市民文化祭秋	1,200,000	-	
町田市民文化祭春	50,000	65,000	市美展
会 員 研 修 費	300,000	671,680	落語文化に親しむ会
新春文化の祭典	450,000	8,070	施設費
賀 詞 交 歓 会	800,000	-	
そ の 他	250,000	-	
管 理 費	670,000	593,488	
慶 弔 費	60,000	10,000	
交 通 ・ 通 信 費	40,000	59,082	
印 刷 費	500,000	461,606	文協通信・町田の文化他
消 耗 品 費	70,000	62,800	
保 険 料	-	-	
運 営 費	610,000	675,610	
渉 外 費	150,000	155,310	各他団体打合せ他
広 報 費	100,000	77,000	ホームページ管理費他
総 会 費	40,000	65,538	資料作成・郵送料他
活 動 費	200,000	221,331	各活動補助・役員事務手当他
諸 会 議 費	70,000	72,928	各委員会準備他
連 絡 協 議 会	-	-	
企 画 運 営 委 員 会	50,000	83,503	
雑 費	150,000	114,940	
支 出 合 計	4,730,000	2,128,788	
次 年 度 繰 越 金	1,671,481	1,952,818	
合 計	6,401,481	4,081,606	

貸借対照表 (令和3年3月31日)

借 方		貸 方	
現 金	92,815	繰 越 金	1,952,818
普 通 預 金	1,056,882		
定 期 預 金	803,121		
計	1,952,818	計	1,952,818

正味財産増減計算書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

項 目	本年度決算額	前年度決算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
【経常増減の部】			
1. 経常収益			
受取会費	1,226,000	1,474,000	-248,000
団体受取会費	430,000	400,000	30,000
理事会受取会費	0	125,000	-125,000
正会員受取会費	266,000	159,000	107,000
賛助会員受取会費	530,000	790,000	-260,000
事業収益	703,000	3,394,652	-2,691,652
懇親会収益	0	245,000	-245,000
落語文化に親しむ会	703,000	0	703,000
秋の文化祭収益	0	1,197,300	-1,197,300
会員研修旅行収益	0	318,413	-318,413
文化の祭典IN鶴川収益	0	417,760	-417,760
賀詞交歓会収益	0	842,000	-842,000
さくらまつり収益	0	50,000	-50,000
春の文化祭	0	20,000	-20,000
博物館最終展・ナミビア歓迎収益	0	304,179	-304,179
雑収益	221,125	201,055	20,070
公告料収益	35,000	70,000	-35,000
寄付金収入	153,000	0	153,000
雑収益	33,125	131,055	-97,930
経常収益計	2,150,125	5,069,707	-2,919,582
2. 経常費用			
事業費	1,532,169	4,354,713	-2,822,544
印刷製本費	461,606	393,166	68,440
渉外費	155,310	153,822	1,488
慶弔費	10,000	40,000	-30,000
さくらまつり事業費	0	62,708	-62,708
懇親会費	0	245,000	-245,000

パラバトミントン事業費	0	0	0
秋の文化祭事業費	0	1,291,424	-1,291,424
会員研修費	671,680	318,413	353,267
文化の祭典IN鶴川事業費	0	443,643	-443,643
賀詞交歓会費	0	840,475	-840,475
春の文化祭事業費	65,000	20,000	45,000
博物館最終展・ナミビア歓迎事業費	0	402,240	-402,240
広報費	77,000	98,170	-21,170
新春文化の祭典	8,070	0	8,070
支援団体等連絡協議会費	0	24,752	-24,752
企画運営委員会費	83,503	20,900	62,603
管理費	596,619	488,993	107,626
会議費	72,928	73,324	-396
消耗品費	62,800	74,494	-11,694
通信運搬費	59,082	16,735	42,347
総会費	65,538	39,460	26,078
活動費	221,331	167,175	54,156
雑費	114,940	117,805	-2,865
経常費用計	2,128,788	4,843,706	-2,714,918
評価損益調整前当期経常増減額	21,337	226,001	-204,664
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	21,337	226,001	-204,664
【経常外増減の部】			
1. 経常外収益計	0	0	0
2. 経常外費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前一般正味財産増減額	21,337	226,001	-204,664
法人税、住民税及び事業税等	0	0	0
当期一般正味財産増減額	21,337	226,001	-204,664
一般正味財産期首残高	1,931,481	1,705,480	226,001
一般正味財産期末残高	1,952,818	1,931,481	21,337
II 正味財産期末残高	1,952,818	1,931,481	21,337

監査報告書

令和3年5月4日

一般社団法人町田市文化協会

会長 高野 宗佳 殿

監事 齊 藤 千賀子 

監事 平 野 清 

私たち監事は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの令和2年度の理事の職務の職務執行について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条第1項の規定に基づき本監査報告書を作成し以下のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、理事会等の会議に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告の監査結果

- ①事業報告及び附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以 上

第2号議案

(一社) 町田市文化協会 令和3年度事業計画 (案)

1. 2021 町田さくらまつりへの参加 新型コロナウイルス感染症拡大により中止
開催期間 令和3年4月3日(土)～4日(日) 於：尾根緑道
舞台：町田市舞踊連合会、東京町田フラ協会、ソピック音楽協会
展示：町田市俳句連盟、町田市美術協会、(一社) 町田市文化協会本部
2. 令和3年度定時総会
日 時 令和3年6月14日(月) 10時～12時
会 場 町田市民ホール 第4会議室
議 事
報告事項： 1. 令和2年度事業報告の件
2. 顧問選任の件 他
決議事項： 第1号議案 令和2年度 決算承認の件
第2号議案 令和3年度 事業計画案及び予算案承認の件
3. 令和3年度町田市民文化祭
(1) 秋の催し 於：町田市民ホール
主 催 一般社団法人 町田市文化協会
事業主催 各団体
共 催 一般財団法人 町田市文化・国際交流財団
後 援 町田市
期 日 令和3年10月6日(水)～10月11日(月)
(2) 春の催し 第47回市民美術展 於：町田市立国際版画美術館
主 催 一般社団法人 町田市文化協会
事業主催 町田市美術協会、町田市書道連盟
共 催 町田市
協 力 一般財団法人 町田市文化・国際交流財団
期 日 令和4年2月
4. 臨時総会 令和3年12月13日(月)
5. 新春文化の祭典 in 鶴川 2022 於：和光大学ポプリホール鶴川
期 日 令和4年1月8日(土)～10日(月・祝)
6. 会員研修会
7. 会報「町田の文化」第29号発行
8. 「文協通信」4月、7月、10月、1月の発行
9. 理事会・運営委員会・実行委員会等を必要に応じて開催する
10. その他 文化協会の目的達成に必要な事業

令和3年度収支予算書(案)

(一社)町田市文化協会

令和3年4月1日～令和4年3月31日

＜収入の部＞

単位=円

項 目	令和2年度予算	令和3年度予算	備 考
会 費	1,050,000	1,080,000	
団 体	400,000	400,000	20,000×20団体
正 会 員	250,000	280,000	5,000×20名 3,000×60名
賛 助 会 員	400,000	400,000	
事 業 収 入	3,300,000	3,200,000	懇親会=25万・文化祭秋=120万・会員研修=30万・新春文化=40万・賀詞交歓=80万・他=25万
寄 付 金 収 入		100,000	
広 告 料	100,000	100,000	
雑 収 入	20,000	50,000	
前 年 繰 越 金	1,931,481	1,671,481	
合 計	6,401,481	6,201,481	

＜支出の部＞

項 目	令和2年度予算	令和3年度予算	備 考
行 事 費	3,300,000	3,200,000	
さくらまつり	-	-	
懇 親 会	250,000	250,000	
町田市民文化祭秋	1,200,000	1,200,000	
町田市民文化祭春	50,000	50,000	市美展
会 員 研 修 費	300,000	300,000	
新春文化の祭典	450,000	400,000	
賀 詞 交 歓 会	800,000	800,000	
そ の 他	250,000	200,000	市関係からの依頼の行事他
管 理 費	670,000	690,000	
慶 弔 費	60,000	50,000	
交 通 ・ 通 信 費	40,000	60,000	郵送料他
印 刷 費	500,000	500,000	文協通信・町田の文化他
消 耗 品 費	70,000	80,000	
保 険 料	-	-	
運 営 費	610,000	620,000	
渉 外 費	150,000	150,000	
広 報 費	100,000	100,000	ホームページ管理料他
総 会 費	40,000	70,000	資料作成他
活 動 費	200,000	200,000	各委員会必要経費・手当他
諸 会 議 費	70,000	50,000	
企画運営委員会	50,000	50,000	他団体・文化議連との協議・事業計画他
雑 費	150,000	150,000	法人関係の必要経費他
支 出 合 計	4,730,000	4,660,000	
次 年 度 繰 越 金	1,671,481	1,541,481	
合 計	6,401,481	6,201,481	

一般社団法人町田市文化協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人町田市文化協会と称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都町田市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、町田市の文化を振興し、加盟団体の発展向上と連絡協調を図るとともに、広く市民の文化に対する意識の高揚に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 町田市民への文化の普及及び奨励
- (2) 加盟団体の発展強化及び相互の連絡協調の推進
- (3) 文化活動に関する各種事業の実施及び推奨
- (4) 町田市民の文化活動振興に関する調査研究及び広報宣伝に関すること
- (5) 町田市以外の文化団体との交流及び提携
- (6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会、監事を置く。

第2章 会 員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した法人又は団体、及びこれらの者より推薦された個人とし（1法人又は1団体あたり6名以内とする。）、その総数は20名以上とする。
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第7条 正会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員となる。

- 2 賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、会長の承認があったときに賛助会員となる。会長は、入会した賛助会員を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(会費等)

第8条 正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める入会金、会費、その他の拠出金を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったと

きは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上されなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、正会員を以て構成する。

- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
- 3 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、定時社員総会及び臨時社員総会共に正会員定数の過半数以上の出席又は委任状の提出を以て成立し、議決権はその過半数を以て成立する。

(開催)

第15条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに正会員に対して発する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(代理)

第18条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

第4章 役員等

(役員を設置等)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事・・・3名以上20名以内

(2) 監事・・・2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。

また、3名以内を副会長とし、1名を専務理事とすることができる。

(選任等)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。 3 前項の規定にかかわらず、理事の任期が定時社員総会の終結の時に満了し、会長、副会長及び専務理事が資格喪失により退任する場合は、当該定時社員総会の決議により会長、副会長及び専務理事を選定することができる。

(理事の職務権限)

第22条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 専務理事は、当法人の業務を執行する。

(監事の職務権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第25条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）として支給することができる。

(取引の制限)

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第28条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(名誉会長及び顧問)

第29条 当法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

第30条 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、社員総会又は理事会において意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年定期に年4回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、理事会の承認を得て随時適宜なる人選をして充てることができる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

第6章 計 算

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項第3号及び第4号の書類については、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- (1) 監査報告書

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

2 当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、公益認定法という。）の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第42条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 委員会

(委員会)

第44条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。ただし、理事会が必要と認めたときは、これら以外の者から選任することを妨げない。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 附 則

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第46条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第47条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第48条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。
(省略)

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第49条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。
(省略)

(設立時の主たる事務所)

第50条 当法人の設立時の主たる事務所は、東京都町田市木曾西5丁目23番44号に置く。

(法令の準拠)

第51条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

一般社団法人町田市文化協会 定款施行細則

第1条 この細則は、一般社団法人町田市文化協会（以下、「協会」という）の定款第9章第45条の規定に基づき、協会に必要な事項を定める。

第2条 定款7条に基づく協会の正会員入会申込書を様式1、賛助会員入会申込書を様式2により定める。

第3条 定款8条に基づく協会の会費および賛助会費は次の通りとする。

- (1) 正会員を推薦する法人又は団体の入会金 10,000 円
- (2) 正会員を推薦する法人又は団体の年会費 20,000 円
- (3) 正会員の年会費 団体代表者 5,000 円、その他の正会員 3,000 円
- (4) 個人の賛助会員の年会費 一口 2,000 円（口数は任意とする。）
- (5) 法人又は団体の賛助会員の年会費 一口 5,000 円（口数は任意とする。）

第4条 定款29条に基づく名誉会長及び顧問を次の通り置くことができる。会長は、理事会が選任した名誉会長及び顧問を遅延なく社員総会に報告しなければならない。

- (1) 名誉会長は、町田市長を理事会が選任する。
- (2) 顧問は、常任顧問と顧問を置く。
- (3) 常任顧問は、協会に著しい貢献のあった協会の会長経歴者のうちから理事会が選任する。任期は、2年とし再任を妨げない。
- (4) 顧問は、協会に長年にわたり貢献と功績があった者のうちから理事会が選任する。任期は、2年とし再任を妨げない。

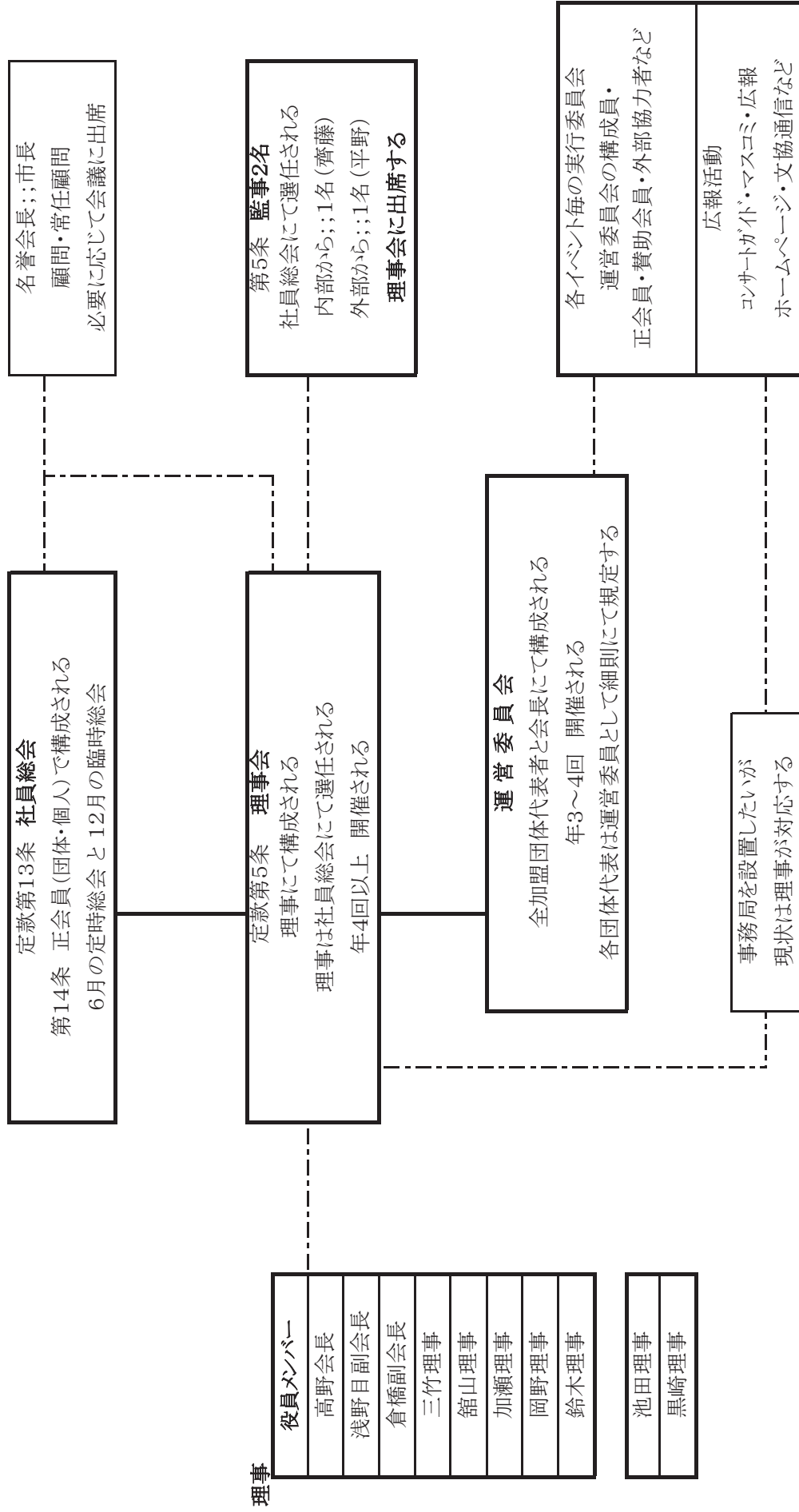
第5条 定款44条に基づき運営委員会を設置する。

- 2 運営委員は、正会員を推薦する法人又は団体の代表者をもって構成する。
- 3 運営委員会は、社員総会又は、理事会に提案する案件の内会長が必要とした案件等を審議する。
- 4 運営委員会は、会長が必要と認めたときに随時会長が招集し、開催する。
- 5 議長は、会長が当たる。
- 6 議事については、議事録を作成し、会長及び会長が指名した出席正会員2名が署名又は記名押印しなければならない。

第6条 この細則に定めるもののほか、この協会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この細則は、2021年5月13日から施行する。



* 定款第20条;;現役員メンバーを中心に、理事として20名以内で登記する

* 定款第21条;;会長・副会長・専務理事は、理事会又は定時社員総会の決議で、理事の中から決める

名誉会長	石坂 丈一	町田市長	
常任顧問	大西 宣也	文化協会第6代会長	042-735-8164
常任顧問	野中 彌榮	文化協会第9代会長	042-723-1395
常任顧問	新井 吼優	文化協会第10代会長	042-792-2303
顧問	小田中 柑子	元文化協会副会長	042-723-4789
顧問	五十子 白和	元華道協会会長	042-722-5787
顧問	春畑 陞	前町田市囲碁連盟会長	044-986-1669
顧問	鷺北 秀樹	前町田市文化・国際交流財団理事長	042-795-1161
顧問	森 和秋	前町田市文化・国際交流財団専務理事	042-792-1882

< 理事・監事 >

	氏名	団体名	TEL
会長	高野 宗佳	町田茶道会会長	090-7946-5834
副会長	浅野目 明堂	町田市吟詠連盟	042-722-6027
副会長	倉橋 幸二	町田市囲碁連盟	042-736-6671
理事	三竹 和行	前文化協会副会長	042-795-0318
理事	加瀬 友一	前町田市美術協会会長	042-726-4748
理事	舘山 宗春	町田茶道会	042-773-1087
理事	岡野 美紀子	(一社)WHAIS	090-9381-1383
理事	鈴木 京子	前華道協会副会長	045-795-3412
理事	池田 博一	元町田市文化・国際交流財団市民ホール館長	090-8479-3231
理事	黒崎 聡史	司法書士法人黒崎事務所	042-726-3522
監事	平野 清	元町田市市民部長	090-1764-2355
監事	齊藤 千尋	町田市書道連盟	042-725-2367

< 運営委員 >

団体名	氏名	TEL
会長(町田茶道会)	高野 宗佳	090-7946-5834 FAX:042-779-0253
町田市吟詠連盟	川添 吟照	042-728-0468
町田市舞踊連合会	内海 之情	042-791-0737
町田市民謡協会	勝又 竹時	042-791-4023
NPO法人 町田楽友協会	土井 美智代	042-732-9378
東京町田フラ協会	ピリアロハ 石橋	090-9135-6405
ハワイ音楽と舞踊研究会	生田 晃	090-4924-6438
町田市シャンソン文化協会	斗南 良子	090-3138-8039 FAX:042-729-0743
ソピック音楽協会	茂野 忠昭	042-798-2335
町田Jazzを楽しむ会	Vocal Ridia(ヴォーカル リディア)	090-3102-9039
マ・シャンブル チャリティの会	齊藤 恵津子	042-729-3614
NPO法人 町田演劇鑑賞会	大谷 光雄	042-793-1138
町田華道協会	広瀬 啓友	042-729-7292
町田市書道連盟	宮本 博志	042-795-1662 FAX:042-795-1406
町田市人形文化連盟	松岡 みゆき	042-794-3280
町田市美術協会	坂本 誠司	090-9830-3365
パッチワークキルト研究会	熊澤 初恵	042-722-3389
(一社)WHAISワイズ	岡野 美紀子	090-9381-1383
町田市俳句連盟	小林 絹子	042-797-1577
町田市囲碁連盟	倉橋 幸二	042-736-6671
映像文化研究会	谷山 良太	090-3542-8953 FAX:042-726-0873

令和3年度 正会員

令和3年6月14日

	団 体 名	氏 名	TEL
＜舞台部門＞			
1	町田市吟詠連盟	川添 吟照	042-728-0468
2		新井 吼優	042-792-2303
3		浅野目 明堂	042-722-6027
4		竹井 鶴迢	042-791-5701
5		松山 吼峰	042-755-1290
6	町田市舞踊連合会	内海 之情	042-791-0737
7		内海 ろ之扇	042-735-3319
8		並木 之生	042-735-5466
9		伴翠 園洋	090-7802-8375
10	町田市民謡協会	勝又 竹時	042-791-4023
11		阿部 栄子	042-798-0428
12		米谷 孝俊	042-722-9529
13		志賀 叶祥	042-726-5158
14	NPO法人 町田楽友協会	土井 美智代	042-732-9378
15		土井 達夫	042-732-9378
16		菅谷 マスミ	042-719-9522
17	東京町田フラ協会	ピリアロハ 石橋	090-9135-6405
18		大野 悦子	042-744-1057
19		藤原 妙	042-748-6014
20		村井 世子	042-663-1582
21		井上 邦子	042-755-1240
22	ハワイ音楽と舞踊研究会	生田 晃	090-4924-6438
23		高橋 惣一	090-2216-6166
24		藤澤 紀一	080-1246-9035
25		末田 八重子	080-8890-1128
26	町田市シャンソン文化協会	斗南 良子	090-3138-8039
27		重南 裕子	042-729-4941
28	ソピック音楽協会	茂野 忠昭	042-798-2335
29		太田 英作	042-728-8784
30		岩元 ひろ子	090-5787-4628
31	町田Jazzを楽しむ会	Vocal Ridia (ヴォーカルリディア)	090-3102-9039
32		曳田 亮子	—
33	マ・シャンブル チャリティの会	斉藤 恵津子	042-729-3614
34		篠子 庸子	042-796-0938
35		枅谷 京子	042-728-5405
36	NPO法人 町田演劇鑑賞会	大谷 光雄	042-793-1138
＜展示部門＞			
37	町田華道協会	広瀬 啓友	042-729-7292
38		飯田 青葩	042-773-8197
39		木村 緑星	042-721-6979
40		福島 麗草	044-987-8407
41		須山 庸泉	046-251-1376

42	町田市書道連盟	宮本 博志	042-795-1662
43		土屋 玉祥	042-791-4480
44		漆畑 緋水	042-728-6501
45		齊藤 千尋	042-725-2367
46		渋谷 芳草	042-796-7966
47	町田市人形文化連盟	松岡 みゆき	042-794-3280
48		大井 康子	042-723-7348
49		安藤 早苗	042-726-2204
50	町田市美術協会	坂本 誠司	090-9830-3365
51		加瀬 友一	042-726-4748
52		岡島 節子	042-797-5471
53		東 恵子	090-9953-1210
54	パッチワークキルト研究会	熊澤 初恵	042-722-3389
55		勝又 安都子	080-5383-3356
56		熊澤 美奈子	042-721-5653
57	(一社)WHAISワイズ	岡野 美紀子	090-9381-1383
58		大川 三枝子	080-3414-1180
59		久保田 昭子	045-542-1973
60		及川 敦子	03-3749-8770
＜文芸部門＞			
61	町田茶道会	高野 宗佳	090-7946-5834
62		西村 雅仙	090-1103-1444
63		鴨志田 宗美	044-988-1757
64		舘山 宗春	042-773-1087
65		臼井 宗定	090-8596-2844
66		土方 香英	042-722-3265
67	町田市俳句連盟	小林 絹子	042-797-1577
68		草刈 温子	090-5819-3805
69		小川 夏葉	042-735-7560
70	町田市囲碁連盟	倉橋 幸二	042-736-6671
71		春畑 陞	044-986-1669
72		宮内 喜三郎	044-988-5511
73		網倉 英治	042-726-5972
74		折茂 尚夫	042-724-5481
75		高橋 俊雄	044-989-4798
76	映像文化研究会	谷山 良太	090-3542-8953
77		小林 勝美	090-4171-8455
78		今春 宏泰	080-3673-0506

令和3年度 実行委員

令和3年6月14日

	氏 名	所 属
1	高野 宗佳	町田茶道会 代表
2	浅野目 明堂	町田市吟詠連盟
3	倉橋 幸二	町田市囲碁連盟 代表
4	池田 博一	町田市文化協会 理事
5	加瀬 友一	町田市美術協会
6	舘山 宗春	町田茶道会
7	岡野 美紀子	(一社)WHAIS 代表
8	鈴木 京泉	町田市文化協会 理事
9	西澤 哲郎	町田市民ホール 館長
10	内海 之情	町田市舞踊連合会 代表
11	伴翠 園洋	町田市舞踊連合会 代表
12	土井 美智代	町田楽友協会 代表
13	菅谷 ますみ	町田楽友協会
14	宮川 史子	町田楽友協会
15	山田 とみせ	町田楽友協会
16	ピリアロハ 石橋	東京町田フラ協会 代表
17	大野 悦子	東京町田フラ協会
18	生田 晃	ハワイ音楽と舞踊研究会 代表
19	斗南 良子	町田市シャンソン文化協会 代表
20	茂野 忠昭	ソピック音楽協会 代表
21	太田 英作	ソピック音楽協会
22	広瀬 啓友	町田華道協会 代表
23	須山 庸泉	町田華道協会
24	宮本 博志	町田市書道連盟 代表
25	土屋 玉祥	町田市書道連盟
26	松岡 みゆき	町田市人形文化連盟 代表
27	小林 絹子	町田市俳句連盟 代表
28	竹井 鶴迢	町田市吟詠連盟
29	米谷 孝俊	町田市民謡協会
30	岡島 節子	町田市美術協会
31	大川 三枝子	(一社)WHAIS
32	西村 雅仙	町田茶道会
33	有賀 仙陽	町田茶道会
34	小寺 法子	元 町田市文化協会理事
35	笠原 裕至	元 町田市経済観光部長
36	安倍 正浩	アパ企画
37	田所 佳伸	賛助会員
38	飯島 こと	賛助会員(明月堂)
39	勝川 佳子	賛助会員(旭屋)

一般社団法人 町田市文化協会

〈ホームページ〉

<http://machida-bunkyo.com/>

〈メールアドレス〉

machida.bunka@gmail.com